

○東温市障害者自動車改造費助成金交付要綱

(平成 18 年 4 月 1 日告示第 40 号)

改正 平成 27 年 12 月 16 日告示第 159 号 平成 28 年 2 月 29 日告示第 43 号

(目的)

第 1 条 この告示は、別添「東温市障害者自動車改造費助成事業実施要領」に基づき、重度の障害者が、自動車(道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車で四輪以上のものに限る。以下「自動車」という。)を改造する場合に要する経費について、市が予算の範囲内において助成するために必要な事項を定めるものとする。

(助成金の額)

第 2 条 助成金の額は、自動車の改造に直接要した費用とし、10 万円を限度とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

(助成金の交付申請)

第 3 条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 障害者手帳の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 業者の自動車改造見積書
- (5) その他必要と認められる書類

(助成金の交付決定)

第 4 条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書(様式第 2 号)により、速やかに通知するものとする。

(助成事業の変更交付申請)

第 5 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成金の交付決定を受けた事業(以下「助成事業」とい

う。)について、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成金変更交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の変更交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、助成金の変更交付を決定し、助成金変更交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

(助成事業の中止及び廃止)

第7条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときはあらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、助成事業完了後、速やかに実績報告書(様式第4号)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 請求書又は領収書の写し
- (3) 改造に係る部分の写真(改造後)
- (4) その他必要と認められる書類

(助成金の請求)

第9条 第4条の規定により助成金交付決定通知を受けた助成事業者は、助成金請求書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、助成金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 助成事業者は、助成金を他の目的に使用してはならない。

(助成決定の取消し等)

第12条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたとときは、助成金交付の決定を取消し、又は変更することがある。この場合に

において既に助成金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び助成金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他助成事業の施行について、不正の行為があったとき。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 16 日告示第 159 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 29 日告示第 43 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条、第 5 条関係)

東温市障害者自動車改造費助成金(変更)交付申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条、第 6 条関係)

東温市障害者自動車改造費助成金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

東温市障害者自動車改造費助成事業中止(廃止)承認申請書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

東温市障害者自動車改造費助成事業実績報告書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

東温市障害者自動車改造費助成金請求書

[別紙参照]